

策定 平成 16 年 3 月 22 日 040322 環環保・廃第 3 号

変更 平成 19 年 4 月 27 日 環事企第 070427001 号

変更 平成 20 年 11 月 5 日 環事企第 081105001 号

北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入計画

日本環境安全事業株式会社

北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施に当たり、北九州市と締結した「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書」第4条の規定に基づき、PCB 廃棄物の計画的な搬入を確保し、安全で効率的な処理の実施のため、北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設(以下「処理施設」といいます。)に係る受入計画を次のとおり定めます。

1. PCB 廃棄物の計画的な受入について

- (1) PCB 廃棄物の受入は、処理施設を構成する設備、機器の能力を勘案して適切に行うとともに、施設の処理能力を超えないように行います。
- (2) PCB 廃棄物の平均的な処理量を次のように設定して搬入管理及び処理作業を行います。

第1期処理施設

ア)大型トランス(車載型トランスを含む。)	1台/3日
イ)中・小型トランス	2台/3日
ウ)コンデンサ	8台/1日
エ)廃 PCB 等	ドラム缶 2個/3日

第2期処理施設

ア)コンデンサ	20台/日
イ)ドラム缶	68本/日
ウ)ペール缶	44本/日

(備考)

i)上記の PCB 廃棄物の区分は、抜油・粗洗浄設備を構成する機器の大きさによる区分であり、(ア)からウ)に掲げる PCB 廃棄物は、いずれも高圧トランス、高圧コンデンサ及びそれらと同等以上の大きさを有する電気機器です。

ii) (イ)及びウ)は、プラズマ熔融分解炉2基の平均的な処理量を示したもので

あり、受入時の荷姿や数量とは異なることがあります。

- (3) PCB廃棄物の受入に当たっては、北九州市及び福岡県の区域内のPCB廃棄物の処理が完了するまでは、まず北九州市内分、次いで福岡県分が引続き優先されるものとします。
- (4) 保管事業者に対する処理事業の周知・徹底及び処理委託の働きかけを精力的に行うとともに、北九州市が行う保管事業者に対する排出指導等の施策に積極的に協力します。

2. 受入実施計画等について

翌月の受入PCB廃棄物の詳細（保管事業者名、受け入れるPCB廃棄物の種類・量等）を示した受入実施計画及び前月の受入実績報告を、毎月末までに北九州市環境局長に報告するものとします。